

## 令和元年度 定期監査（県立病院局）

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した令和元年度定期監査

#### (2) 監査の対象

平成30年度における経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行

#### (3) 監査の実施

6機関について、令和元年5月から同年7月まで実施した。

区 分	本 庁 (課)	出 先 機 関 (病院)	計
県立病院局	1	5	6

#### (4) 監査の主眼及び重点監査事項等

監査に当たっては、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、収入事務では収入未済を重点監査事項、支出事務では需用費並びに負担金、補助及び交付金を重点監査科目として定め、厳正な監査を実施するとともに、併せて支出事務については、需用費及び役務費について、債権者（支払いの相手方）に対する外部確認調査を行い、支出に係る会計処理の適正な執行を図るため監査の充実に努めた。

### 2 監査の結果

#### (1) 監査の概要

監査を実施した6機関の経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行については、1機関においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の5機関においては、指摘事項はなかったものの次のとおり是正又は改善を要する10件の文書注意事項があった。

今後とも事務事業の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

指 摘 事 項 （法令、規則等に違反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの）

該当なし

文書注意事項 （指摘事項に至らない事項で、更なる的確な事務の執行等を促す必要があると認められるもの）

10件

#### (2) 監査結果の報告及び公表並びに講じた措置の状況

区 分	監 査 結 果	措 置 の 通 知
県立病院局	報告：令和元年10月3日 公表：令和元年10月8日	県立病院局からの通知待ち

#### (3) 監査の結果

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容
県立病院局	

県民健康プラザ鹿屋医療センター	医業未収金は1,351万余円で、前年度より増加（収入歩合は低下）し、多額となっている。
大島病院	平成31年3月末合計残高試算表の現金勘定残高と現金残高に差異が生じている。
	平成31年3月末合計残高試算表の預り金（診療費）勘定について、定期的に残高管理を行うなどの検証が行われておらず、残高明細が不明でその実在性や妥当性が確認できない状況にある。
始良病院	医業未収金は1,297万余円で、前年度より減少（収入歩合は低下）しているが、依然として多額となっている。
	交通事故により、公用車等に損害が発生している。（1件 県負担額 459,026円）
	職員手当について、過年度の多額の過不足払のほか、不適切な認定事務が多く認められる。
薩南病院	平成31年3月末合計残高試算表の各勘定について、定期的に残高管理を行うなどの検証が行われておらず、残高明細が不明でその実在性や妥当性が確認できないものがある。
	時間外に預かった診療費を入金処理せず、簿外で管理しているものがある。（3件 15,000円）
北薩病院	平成31年3月末合計残高試算表の各勘定について、定期的に残高管理を行うなどの検証が行われておらず、残高明細が不明でその実在性や妥当性が確認できないものがある。
	職員手当の不足払がある。（扶養手当1件 60,000円）

(別表) 実施機関及び実施時期

機 関 名		実 施 時 期
県立病院局	県立病院課 県民健康プラザ鹿屋医療センター 大島病院 始良病院 薩南病院 北薩病院	令和元年5月15日 ～ 7月31日

注 機関の県立病院の名称は、「県立」を省略して記載